

京都市告示第 119 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者から，法第 78 条の 5 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成 20 年 5 月 23 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

株式会社 キャビック（代表取締役 兼元 秀和）

2 届出者の主たる事務所の所在地

右京区梅津段町 8

3 廃止する事業所

名 称：キャビックケアホームすいとハンズ下京（介護保険事業所番号 2690400029）

所在地：下京区西七条東御前田町 33-3

4 廃止する事業所のサービスの種類

認知症対応型通所介護

5 廃止年月日

平成 20 年 4 月 30 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）